令和3年3月30日、新田原基地周辺2市3町と宮崎県、九州防衛局で「米軍 再編に係る新田原基地への訓練移転に関する確認書」を締結した。この確認書で は、米軍の日米共同訓練参加要員の宿泊について、基地内宿泊実現に向け国が努 力することや新型コロナウイルス感染症対策の徹底、訓練計画の情報を共有する 場として連絡協議会を設置することなどが明記されている。

また連絡協議会の設置にあたり、国が新田原基地周辺2市3町や宮崎県などに対して、地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報については、可能な限り迅速かつ適切に提供し、説明を行うことと明記されている。

そのような中、令和3年4月4日、国は短距離での離陸や垂直着陸可能な最新 鋭ステルス戦闘機F35Bを配備する方向で調整に入り、新田原基地がその配備の 有力な候補地として検討されていることが報道により明らかになった。仮に配備 された場合、新田原基地の戦略的重要性が増すことで外国からの攻撃標的になる ことや訓練中の事故など、地域住民に大きく影響を及ぼしかねないため、国は新 田原基地周辺2市3町や宮崎県に対して、迅速かつ適切な説明を行う責務があ る。

今回の最新鋭ステルス戦闘機F35Bを新田原基地に配備する計画の検討が進められていることについては、前回と同様、新田原基地周辺2市3町と宮崎県に事前の情報提供がなされず、報道により情報を得たところである。連絡協議会を設置し、地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報について、可能な限り迅速かつ適切に提供することとした矢先に報道が先行する形となったことは甚だ遺憾である。

よって、国においては、最新鋭ステルス戦闘機F35Bの新田原基地配備をはじめとする地域住民に影響を及ぼすおそれのある情報については、新田原基地周辺2市3町と宮崎県に対して迅速かつ適切に情報提供を行い、地域住民の不安の払しょくに努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年5月6日